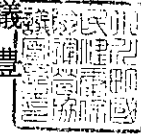


令和6年 2月 9日

小川町長 島田 康弘 様

小川町国民健康保険運営協議
会 長 瀬 川 豊



小川町国民健康保険税について(答申)

令和5年12月20日付け小町第159080号で諮問のあった小川町国民健康保険税について、下記のとおり答申する。

記

1 小川町国民健康保険税について

小川町の国民健康保険税率は、埼玉県が市町村ごとに示す「標準保険税率」と乖離している。また、本町の国民健康保険の財政運営は厳しい状況にあり、国民健康保険特別会計財政調整基金の残高も減少しており、持続可能で安定的な制度とするためにも税率等の見直しはやむを得ないとする。

令和6年度の保険税率は下表のとおりとすることが適当である。

改正の内容

課税区分		現行	改正後
基礎課税分 (医療分)	所得割率	5.6%	6.3%
	均等割額	23,600円	32,300円
後期高齢者支 援金等分	所得割率	2.3%	2.5%
	均等割額	13,000円	14,300円
介護納付金分	所得割率	1.8%	2.0%
	均等割額	13,200円	14,900円

(1) 施行期日

令和6年4月1日

2 付帯意見

- (1) 令和7年度以降については、県の示す標準保険税率の動向を踏まえつつ税率等の改正についての協議を引き続き行うが、加入者の急激な負担増とならないよう国民健康保険特別会計財政調整基金を活用し、段階的に町と県との標準保険税率の乖離の縮小を行うよう努めること。
- (2) 税率等の改正に当たっては、町国保の現状等も含めて広報等を活用し町民への十分な周知を図ること。
- (3) 被保険者の健康の保持、増進を図るため、データヘルス計画に掲げる保健事業の推進を図り、創意工夫による参加者の拡大、環境の整備、情報の提供等、健康づくり事業を充実していくこと。

